

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

後期高齢者医療事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の選定の際にその情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和5年11月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第2の80・83の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第2の82の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健局 健康増進担当 後期高齢者医療制度担当
②所属長の役職名	後期高齢者医療制度担当課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部
その必要性	被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び医療費の支給のため、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報は①被保険者の資格管理のため②本人への連絡等のため③死亡・転出などによる世帯情報の変更による一部負担金の割合の変更を確認するため ・地方税関係情報は一部負担金の限度額判定、標準負担額減額認定及び保険料賦課決定・減免判定等に必要のため ・医療保険関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報は適正な医療給付の支給等に必要のため ・障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報は被保険者資格の得喪に必要なため ・年金関係情報は保険料特別徴収の決定に必要なため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	後期高齢者医療制度担当、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪神尼崎サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、国民健康保険主管課、介護保険主管課、保護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、兵庫県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
④使用の主体	使用部署	後期高齢者医療制度担当、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪神尼崎サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。 ⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。
	情報の突合	住基情報と申請内容を突合して被保険者及び同一世帯員を確認する。【①④⑤】 ・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得額を確認する。【②④⑤】 ・年金関係情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。【③④⑤】 ・介護・高齢福祉情報と医療給付内容を突合して高額介護合算情報を確認する。【⑥】 ・統合宛名システムの情報と住登外者の申請・届出内容を突合し、住登外者を確認する。【⑦】
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
システム運用保守		
①委託内容	後期高齢者医療制度システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通グループ尼崎市国保系新システム導入業務等共同事業体	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・ 事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、個人情報の取扱いやセキュリティ対策等のデータ保護が十分に講じられていることを確認したうえで許可している。 ・ なお、再委託の相手方は、委託先と一体となって当該システムの開発に参画していた事業者であることから、運用保守業務において、リスクが拡大する恐れはない。
	⑥再委託事項	国保システムの運用保守業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2		
窓口受付業務		
①委託内容	各地区窓口における届出の受付業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	兵庫県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80の項
②提供先における用途	高齢者医療確保法による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療ファイルと同様
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時・日次・月次・年次連携
提供先2～5	
提供先2	厚生労働大臣(日本年金機構)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の83の項
②提供先における用途	高齢者医療確保法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	高齢者医療確保法第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の開始・中止・変更
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	月次・年次
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	総務局 行政マネジメント部 デジタル推進課
①法令上の根拠	番号法
②移転先における用途	統合宛名システムの宛名情報を作成する。
③移転する情報	個人番号、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、宛名番号(統一コード)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者資格の取得・喪失、賦課・徴収の情報として必要となる住民登録外の者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	申請・届出等により、住民登録外の者の情報を登録、更新する都度
移転先2～5	
移転先2	総務局 市民サービス部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の2、同法施行令第3条の2
②移転先における用途	住民票に記載する。
③移転する情報	後期高齢者医療資格取得・喪失年月日
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者又は被保険者であった者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	後期高齢者医療の被保険者となった又は被保険者資格を喪失した都度
移転先3	福祉局 福祉部 介護保険事業担当
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項 別表第2の93の項
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

後期高齢者医療ファイル

【宛名情報】

・宛名コード・世帯コード・氏名カナ・氏名・通称名カナ・通称名・氏名利用区分・生年月日・性別コード・続柄コード・住所コード・現住所市町村コード・住所・住所方書・住民区分・住民日届出日・住民日異動日・住日異動事由コード・非住民日届出日・非住民日異動日・非住民日異動事由コード・国籍コード・入国目的コード・在留期間開始日・在留期間終了日・外国人登録番号・外国時登録日・転入出区分・転入出住所・転入出住所方書・住民票コード・転入出市町村コード・世帯主カナ・世帯主カナ・氏名検索用カナ・通称名検索用カナ・不現住フラグ・削除フラグ

【送付先情報】

・送付先名・送付先住所コード・送付先住所・送付先住所方書・送付先開始日・送付先開始理由コード・送付先備考・送付先利用区分

【連絡先情報】

・自宅連絡先名・自宅電話番号・自宅FAX番号・勤務先連絡名・勤務先名称・勤務先電話番号・勤務先内線番号・その他連絡先名・その他名称・その他連絡先電話番号・その他内線番号・連絡先備考

【関連宛名情報】

・宛名コード・住民税有無フラグ・医療保険有無フラグ・老齢福祉有無フラグ・送付先有無フラグ・連絡先有無フラグ・口座有無フラグ・関連宛名有無フラグ・みなし世帯有無フラグ・老人保健有無フラグ・生活保護有無フラグ・特記事項有無フラグ・介護資格有無フラグ・老人保健高額該当有無フラグ・他業務宛名コード

【生活保護情報】

・宛名コード・生活保護受給開始日・生活保護受給廃止日・生活保護ケース番号・生活保護受給フラグ・備考・被保険者番号・生活保護情報削除フラグ・代理納付フラグ・他市町村管轄フラグ・他市町村コード・他市町村名・支給停止フラグ・生保処理区分

【口座情報】

・宛名コード・口座連番・銀行コード・支店コード・口座種別コード・口座番号・口座名義人カナ・口座名義人・口座開始日・口座開始理由コード・口座終了理由コード・口座備考・口座利用区分・口座確認中フラグ・口座確認依頼日

【老人保健受給者情報】

・宛名コード・老人保健受給履歴連番・加入保険者番号・老人保健市町村コード・老人保健受給者番号・老人保健取得日・老人保健喪失日・老人保健処理区分・公費負担者番号・公費負担医療受給者番号・負担区分コード・負担区分判定理由コード・負担区分判定理由・基準収入額申請日・基準収入額世帯合計額・基準収入額認定年月日・基準収入額認定理由コード・基準収入額認定理由・老齢福祉年金受給開始年月日・老齢福祉年金受給終了年月日・老齢福祉年金管理番号・老齢福祉年金その他備考・一部負担金減免新生年月日・一部負担金減免種類コード・一部負担金減免決定年月日・一部負担金減免決定理由コード・一部負担金減免減免決定理由・一部負担金減免発病又は負傷年月日・一部負担金減免額・一部負担金減免率・標準負担額減額認定申請年月日・標準負担額減額長期入院該当区分・標準負担額減額長期入院該当年月日・標準負担額減額入院日数合計・標準負担額減額認定年月日・標準負担額減額認定理由コード・標準負担額減額認定理由・標準負担額減額適用区分コード・特定疾病認定申請年月日・特定疾病認定理由・特定疾病自己負担限度額・障害認定申請年月日・障害認定身体障害者手帳1級コード・障害認定身体障害者手帳2級コード・障害認定身体障害者手帳3級コード・障害認定身体障害者手帳4級コード・障害認定療育手帳A1コード・障害認定療育手帳A2コード・障害認定精神障害手帳1級コード・障害認定精神障害手帳2級コード・障害認定国民年金証書1級コード・障害認定国民年金証書2級コード・障害認定障害種別その他コード・障害の程度・障害認定資格取得日・障害認定資格取得理由・被保険者住所地特例者区分コード・金融機関種別コード・金融機関支店コード・預金種目・口座番号・口座名義人カナ

【みなし世帯情報】

・宛名コード・シリアル番号・みなし世帯コード・有効開始日・有効終了日・削除フラグ・続柄コード

【宛名移動累積情報】

・宛名コード・住民税有無フラグ・医療保険有無フラグ・老齢福祉有無フラグ・送付先有無フラグ・連絡先有無フラグ・口座有無フラグ・関連宛名有無フラグ・みなし世帯有無フラグ・老人保健有無フラグ・生活保護有無フラグ・特記事項有無フラグ・介護資格有無フラグ・老人保健高額該当有無フラグ・他業務宛名コード

【送達記録情報】

・被保険者番号・帳票コード・送達日・通知書番号・発行連番・送付先連番・送達物区分・返戻日・返戻理由区分・公示日・再送付日・公示対象フラグ・公示済フラグ・公示終了日・送付先名・送付先住所・送付先住所方書・発行日・送達処理区分

【外国人補助情報】

・宛名コード・漢字氏名・英字氏名・氏名優先区分・在留期間・在留カード等の番号

【所得照会発行情報】

・発行日・発行連番・被保険者番号・相当年度・宛名コード・個人区分コード・所得照会区分コード・氏名・生年月日・性別・現住所・照会先市区町村コード・照会先自治体名・照会先自治体住所・前住所

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」参照		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」参照		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
情報提供ネットワークシステムへの接続については、統合宛名システムを経由して行うこととしている。 その接続に係るリスク対策については、評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」に詳述しているため、参照されたい。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	本市の委託事業者が令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における個人情報(全市民の住民基本台帳の情報等)を含むUSBメモリーの入ったカバンを一時的に紛失したもの		
再発防止策の内容	① 市付属機関の調査委員会を条例設置、②「個人情報保護と情報セキュリティの遵守」及び「委託契約内容の再点検等」を全庁内に指示、③ サーバー室などへの委託事業者入室制限、④ 契約関係書類の一部改正、⑤ 職員向けのリスクアセスメント能力向上研修の実施、⑥ 情報セキュリティ関係規程の改正作業 など		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・保管期間の過ぎた特定個人情報の消去処理は、年間スケジュールの中に入れており、スケジュールに沿って定期的に消去処理を行っている。また、消去処理は、オンライン処理時間外の夜間等を実施し、消去処理終了後、対象データが削除されたかの確認を行うため、消去漏れはない。 ・後期高齢者医療ファイルは定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等による毀損、滅失を防ぐために分散して保管する。			

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する研修を行っている。 (新規採用職員や人事異動等により新たに配属された職員等に対しては必ずセキュリティポリシー研修を実施) (所属長に対しては、情報セキュリティ事件・事件事例等について紹介しながら、所属長の管理者としての責務についての研修を実施) (H28.1月に尼崎市特定個人情報の安全管理に関する基本方針を、2月に尼崎市特定個人情報取扱規程を制定し、前課長級職員を対象に研修を実施) ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	
<p>尼崎市における特定個人情報保護評価の実施にあたっての指針として『尼崎市特定個人情報保護評価職員向けガイドライン』が策定されている。</p> <p>同ガイドラインは、尼崎市職員が番号法の目的及び特定個人情報の保護措置の重要性を十分に理解し、適切な情報管理リスク対策を講じることを求めており、本評価書も同ガイドラインの趣旨を踏まえ作成した。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の次の規定による。 開示請求:第773条 訂正請求:第91条 利用停止請求:第99条
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 保健局 健康増進担当 後期高齢者医療制度担当 06-6489-6836
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年5月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	文言関係	-	・組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。 ・人事異動に伴い、所属長氏名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。
平成28年5月1日	リスク対策関係	-	IV その他のリスク対策について、新たな対策を追記した。	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。
平成28年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成29年2月27日	法令上の根拠	-	I 基本情報 個人番号の利用と情報連携について、法令上の根拠を追記した。	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。
平成29年2月27日	事務担当部署	後期高齢者医療制度担当	後期高齢者医療制度担当、地域福祉担当、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪神尼崎サービスセンター、(仮称)北部保健福祉センター、(仮称)南部保健福祉センター	事後	-
平成29年2月27日	使用部署	尼崎市事務分掌規則(平成11年尼崎市規則第24号)及び尼崎市事業所事務分掌規則(平成11年尼崎市規則第25号)において後期高齢者医療制度にかかる事務の分掌を規定されている部署	後期高齢者医療制度担当、地域福祉担当、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪神尼崎サービスセンター、(仮称)北部保健福祉センター、(仮称)南部保健福祉センター	事後	-
平成29年2月27日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	窓口受付業務について、民間業者に委託するため委託事項3に各項目を追記した。	事後	-
平成29年2月27日	リスク対策	-	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 について、窓口受付業務の民間業者委託関連のリスク対策を追記した。	事後	-
平成29年5月1日	リスク対策関係	-	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 について、新たなリスク対策を追記した。	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年5月1日	委託先の変更	日本ユニシス株式会社	富士通グループ尼崎市国保系新システム導入業務等共同事業体	事後	-
平成30年5月1日	再委託の有無の変更	アトラス情報サービス株式会社	-	事後	-
平成30年5月1日	委託先の削除	再委託しない	再委託する	事後	リスクの拡大には当たらないため。

平成30年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年5月1日	(別添2)ファイル記録項目	-	委託先の変更による記録項目の名称等の変更	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和2年6月1日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月31日	文言関係		IV 開示請求、問い合わせ ・請求先の記載を変更 ・電話番号を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年5月31日	文言関係		II 特定個人情報ファイルの概要、移転先1の名称変更 IV 開示請求、問い合わせ ・請求先の記載を変更	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	法令上の根拠	-	I 基本情報 情報連携について、法令上の根拠を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。
令和5年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和5年5月31日	文言関係		II 特定個人情報ファイルの概要 移転先1、3の名称変更 IV 開示請求、問い合わせ ・請求先、連絡先の担当名称を変更	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。
令和5年11月13日	II 特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去-保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。	セキュリティゲートにより厳重に入館管理がされたデータセンター内のサーバールームに保管しており、当該サーバールームにおいては、金属探知機による持込品確認、警備員による監視、入退室管理カード及び生体認証による入退室管理が行われている。	事前	特定個人情報ファイルの管理運用形態をオンプレミスからクラウドに変更するため

<p>令和5年11月13日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-リスク:委託先における不正な使用等のリスク-規定の内容</p>	<p>尼崎市特定個人情報取扱規程(平成17年尼崎訓令第1号。以下「尼崎市特定個人情報取扱規程」という。)</p>	<p>尼崎市特定個人情報取扱規程(平成27年尼崎訓令第1号。以下「尼崎市特定個人情報取扱規程」という。)</p>	<p>事後</p>	<p>記入誤りの修正</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>Ⅲリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転-リスク:不正な提供・移転が行われるリスク-ルールの内容及びルールの遵守の確認方法</p>	<p>【提供】尼崎市特定個人情報取扱規程第17条 ・法令等に規定のあるとき又は事務若しくは事業の遂行上必要かつ適切と認められる場合に限られる。 ・尼崎市個人情報保護条例第8条の規定により目的外提供する場合は、あらかじめデータ保護管理者と協議し、必要に応じて、データの内容、提供先における利用目的等について、書面を取り交わす。 【移転】尼崎市特定個人情報取扱規程第16条 ・利用申請には、尼崎市個人情報保護条例第8条の規定により目的外利用が認められる場合に利用を承認する。 【確認の方法】尼崎市個人情報保護条例第8条 保有個人情報を目的外利用又は提供したときは、遅滞なく、その旨を審査委員会に報告しなければならない。</p>	<p>【提供】尼崎市特定個人情報取扱規程第10条 ・法令等により認められている場合においてのみ提供することができる。 【移転】尼崎市特定個人情報取扱規程第8条 ・特定個人情報の利用において必要最小限の範囲で行うこととし、特定個人情報取扱責任者(個人番号利用事務等を所管する所属長)は、そのために必要な措置を講じる。 ・業務上必要な範囲で特定個人情報を取扱う場合であっても、特定個人情報の複製、送信及び持ち出す際には特定個人情報取扱責任者の承認が必要としている。 【確認の方法】尼崎市特定個人情報取扱規程第12条 ・特定個人情報取扱責任者に対し、特定個人情報ファイルの利用、出力、保管、持ち出し、削除及び廃棄等の状況について記録を義務付けている。</p>	<p>事後</p>	<p>条例等の改正に伴う記載内容の見直し</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>Ⅳ開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	<p>①請求先 郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 文書管理担当 ②請求方法 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)の次の規定による。 開示請求:第13条 訂正請求:第26条 利用停止請求:第34条</p>	<p>①請求先 郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当 ②請求方法 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の次の規定による。 開示請求:第77条 訂正請求:第91条 利用停止請求:第99条</p>	<p>事後</p>	<p>組織改正及び根拠法令改正に伴う修正</p>